

学位論文の要旨 (論文の内容の要旨)
Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

論 文 題 目
Dissertation title

中国の文化遺産保護と住民参加に関する文化人類学的研究

広島大学大学院国際協力研究科
Graduate School for International Development and Cooperation,
Hiroshima University
博士課程後期 教育文化専攻
Doctoral Program Division of Educational Development and
Cultural and Regional Studies
学生番号 D132174
Student ID No.
氏 名 肖 男 □
Name Seal

本研究は、中国社会で文化遺産保護に関わってくる住民を対象に、北京の梁林旧居保護運動と大連の鳳鳴街保護運動を取り上げ、住民が文化遺産保護運動に参加するプロセス、及びその現状を明らかにし、そのなかでの住民活動の役割と限界について検討することを目的とする。

梁林旧居保護運動とは、2009年7月に北京で梁林旧居という著名人旧居の取り壊しを反対する運動である。梁林旧居保護運動では、住民組織が建造物を保護すべき文化財として認知させたものである。取り壊し対象を文化財登録に至った。また、鳳鳴街保護運動とは、2009年8月に大連で鳳鳴街という歴史的町並みの取り壊しを反対する運動である。大連の鳳鳴街保護運動では、住民が政策形成過程に働きかけようとするものである。大連市初の文化財保護条例の策定を後押しとなった。

中国では、地域経済開発の中で、住民の身近な文化遺産ともいえる町並みは各地で急速に破壊され、歴史的景観全体が取り壊されるという事態が起こった。こうした状況で、政府とは異なる主体が文化遺産保護に積極的に働きかける、いわゆる、住民参加の重要性が論じられるようになってきた。しかし、住民の存在は自明化されるものになっている。住民と行政の関係性について、文化遺産保護という観点で言えば、住民は行政によって動員されるべきであり、援助されるべきであることが強調されている。すなわち、文化遺産保護行政において、住民はただ受身の存在としか扱われてこなかったとみることができる。あくまでも行政や制度を立案する側の立場に立った、上からの目線で住民参加を考察するものと考えられる。しかし、住民の存在とはその理解にとどまるものではないことである。

そこで、本研究では、「文化遺産保護ボランティア」と名乗る住民に注目し、彼らの思考や行為を分析した。このことによって、文化遺産保護の理念が、中国社会においてどのように浸透し、その理念が住民活動とどのような関係を持つのかを確認した。また、文化遺産保護に関わる行政と住民との関係が、それによってどのように変容してきたのかを明らかにした。住民による文化遺産保護活動の中で、文化遺産の概念がどのように認識されてきたのかを確認した。住民が捉える文化遺産は、行政による文化遺産の理念とどのような相違点を持ち、地域住民による文化遺産保護活動の実践に、それがどのような影響を与えているのかを検討した。

異なる地域で行われた二つの運動を、中国のひとつの社会的背景に置くことによって、二つの運動が中国社会で連動して行われた事例として捉えられる可能性を指摘した。このことによって、本研究で取り上げた二つの運動が、下からの住民参加の芽生えとして捉える事が出来る可能性を明らかにした。

住民運動が保護対象を守りきれなかったことを失敗とみることはたやすい。しかし、筆者が着目したのは、この運動プロセスにおいては、異なる地域で異なる保護対象をめぐる二つの運動が連動的に行われたことによって、住民による文化遺産保護運動が中国全土に広がった、という点である。こうした試みを通じて、地理的な制約を乗り越え、中国社会における住民による文化遺産保護の民族誌として描くことを目指した。

本論文の全体の流れは次のとおりである。第1章では、これまで中国の文化遺産保護研究において、住民参加がどのように捉えられてきたかを概観した。先行研究では、行政主導的な中国の文化財保護制度が問題となる中で、中国社会における住民参加の有効性が指摘された。しかし、住民は実質的に公的領域から切り離されるか、あるいはただ受け身の存在として扱われるのみにとどまり、ますます盛り上がる住民運動には十分な注意が払われてこなかった。そこで、住民活動の実態を中国社会で横断的に検証する必要があることを明らかにした。

第2章では、北京と大連と二つの都市を調査地と選んだ理由、調査方法、調査の概要、調査地概要、文献資料などデータ収集方法及びその分析方法について概説した。

第3章では住民活動が広げられている背景として、中国の文化遺産保護制度の形成、文化遺産保護管理体制、国家と地方の法規策定過程を概観し、住民参加を導入する文化遺産保護の理念と現実のギャップを析出した。

第4章では、北京梁林旧居の取り壊しと保護をめぐる住民運動を事例として論じるものである。保護運動を2009年7月-2009年10月、2009年10月-2011年3月、2011年3月-2012年2月三つの段階に分けて整理した。梁林旧居保護運動が起きた背景およびその実態について時系列的に述べた。こうして、文化財指定申請、行政異議申し立て、市民講座を通して、取り壊し対象とされる北総布24号を梁林旧居として認定されることに至った過程を描き出し、文化遺産保護ボランティアに名乗る住民の存在を可視化させた。

第5章では、大連市鳳鳴街保護運動を取り上げ、住民の鳳鳴街保護運動の段階的な参加のプロセスを捉えるには、住民による保護活動形態の特徴を、2006年-2008年、2009年、2010年-2011年、2012年以降の四つの段階に分けて、分析した。この鳳鳴街保護運動に着目することで、政府が対応した新しい条例はこの運動を踏まえたものであり、文化遺産保護ボランティアの意図をくみとり、それに対応するかたちで公布という新たな形式であること指摘した。

第6章では、同時期の資料に基づくことで北京と大連と二つの都市で起こした二つの運動の形成過程を、相互に密接に関連したひとつのネットワークとして描きだし、中国の異なる地域で同時期に行われる梁林旧居保護運動と鳳鳴街保護運動は連動的に進めてきたことを包括的に分析した。

これらの分析を踏まえ、文化遺産保護政策が整備される一方、そうでないものに対して現状では行政の手が届かないところがいまだに多数存在している。こうして、政策と現実の間にギャップが生じた。本研究の事例を通して、住民の中には、文化遺産に対して3つの認識を持っていることが指摘できる。

ひとつは、ユネスコに登録される世界文化遺産である。二つ目は国の文化財に指定されるものである。この二種の文化遺産は日常生活から離れ、観光や見学などの目的で活用されている。三つ目は、本研究で取上げたような身近な文化遺産である。それには、行政の手が届

いていないところにありながら、住民にとって自文化の形成を知るための存在であることが本研究から明らかになった。このような文化遺産について、住民が自発的調査、文化財指定の要請、場合によっては、団体や組織を結成し、保護運動を住民自らが組織していた。こうして、現代中国の文化遺産保護行政は、住民との相互作用を通して、変容してきたことを明らかにした。

運動の形成過程において、住民側は共産党政権と対立するという政治的な目標は立てず、個別的な問題の解決のみに取り込んできた。政府に規定された枠の中で行動するという戦略をとったからである。ごく少ない住民のブログが封鎖されるようなことが起こしたが、保護運動全体について言えば、行政は容認という形を取った。

しかしながら、保護運動が盛り上がったにもかかわらず、鳳鳴街が放置され、梁林旧居が解体された。それは、市場経済の中、経済利益の最大化を追求する行政側の限界のほかではない。共産党政権は、社会安定、持続可能な統治を維持させるため、住民参加を制度化させたが、まだ、形式的なものに留まっていることがいえる。

確かに、行政側は文化遺産の日の設置や文化遺産を取材したドキュメンタリーの製作を通して、住民の文化遺産保護意識を高めることに取り組んでいる。行政側の目指す住民の文化遺産保護意識は、文化遺産を守ることが政府のこと、他人事ではなく、住民自らがその中の一員として関与しようということである。そして、住民の意思を組み入れる仕組みとして住民参加型法整備環境を整備する方向性が見えてきた。それらに触発され、住民は文化遺産保護の団体や組織を結成し、場合によって保護運動を起こした。つまり、それは、政府による動員がその中のひとつの要因となっていたことは指摘できる。

しかし一方で、政府の動員によらずに住民が自発的に保護運動に参加したという側面があったことを本研究では見出した。行政による都市再開発が推進されるなか、住民は身近にある文化遺産への関心を高め、自らの文化遺産として保護しようとするようになった。そして、地域の文化遺産保護問題を通して、中国の文化遺産保護問題について考えるようになった。さらに、行政に意見を述べ、提案した。この過程において、文化遺産が行政側に対する意義を乗り越え、住民の自分自身に対して持つ意味を認識することができた。このことによって、実質的に文化遺産保護ボランティアが形成された。

つまり、今日の中国における住民の存在とは、行政との相互作用の中で、自らの行動を通して、文化遺産と関わり、行政へ働きかけるものであった。そうすると、梁林旧居保護運動と鳳鳴街保護運動は中国社会における住民参加の可能性を開示するひとつの事例として認めることができる。したがって、二つの運動は中国の文化遺産保護の歴史の中で住民が踏み出した第一歩となる意味を持つと言えるだろう。

こうして、異なる地域で異なる保護対象をめぐる二つの運動が中国社会で連動的に行われた。この二つの事例は特殊な事例ではなく、現代中国社会の文化遺産保護の現状を反映しているものとして捉えることができる。住民による文化遺産保護運動が中国全土に広がっていく可能性を本研究の二つの事例から明らかにした。資料収集した時点からすでに4年経っている。この間、実際に中国全土に文化遺産保護運動が広がった。そのことは、本研究で取上げた事例は中国における住民による文化遺産保護運動の始まりの運動として位置づけることができる。

備考 論文の要旨はA4判用紙を使用し、4,000字以内とする。ただし、英文の場合は1,500語以内とする。
Remark: The summary of the dissertation should be written on A4-size pages and should not exceed 4,000 Japanese characters. When written in English, it should not exceed 1,500 words.